

児童発達支援事業所における自己評価結果(公表)

公表:令和 4年 2月26日

事業所名: 心きらきら中川児童デイサービス事業所

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	○		個別療育は子どもが落ち着く個室スペースを利用。感覚訓練やサーキットトレーニングにはブレイルームを時間入替制で活用しています。	子どもの特性及び発達に応じた施設設備を整備し、適切な療育が行えるようにします。
	2	職員の配置数は適切である	○		高い専門性を発揮できるよう、経験豊かで、免許資格を有する職員を配置しています。(保育士、言語聴覚士、音楽療法士、公認心理師、小中学校教諭等)	有資格者を基準数以上配置しています。今後とも障がいのある子どもの療育に必要な専門職を確保し、継続的に福祉サービスの質を高めていきます。
	3	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	○		建物自体を子どもも目線で改装してあります。トイレは広さと機能を備えた多目的トイレを設置。また、子どもがわかりやすいように絵カードを貼付するなど、視覚的に誘導できるよう工夫しています。WebカメラとiPadにより、療育場面の中継を別室で見学が可能。	階層案内図やシンボルマークの貼付など、視覚支援ツールによる建物内の理解の構造化に努めます。
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	○		安全で安心な療育環境を確保するため、毎日、毎時間ごとの室内外の清掃、清拭、消毒、換気の実施。送風機、空気清浄機、加湿器等による浄化。職員は換機、マスクの着用、2週間ごとのPCR検査の実施。療育時間ごとの手洗い、うがい、消毒を行っています。	新型コロナウイルス感染症防止のために効果的な対策を実施し、事業の安定的な継続に努めます。
業務改善	5	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	○		定期的なミーティングや個別の面談を通して、全体の目標や取組の方向性を確認するとともに、実践の評価をもとに改善に取り組みしています。事業所内での全員協議の機会を毎月設けて、ビジョンの共有に努めています。	職員が一体となって、療育の実績向上に努め、毎月の目標額の達成に取り組みしています。その結果、着実な実績額の増加につながっています。
	6	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○		本事業所を利用する保護者を対象として、定期的アンケートを実施し、意見集約に務めるとともに、得られた結果を具体的な業務改善につなげています。	保護者支援、家族支援を目的とする集いの「やまびこ会」を開催していますが、評価アンケートの結果からは、十分に周知されていないことが伺えたので、今後とも一層の広報活動に注力します。
	7	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○		理事会、評議員会での審議を経て、自己評価表をホームページ上で公開しています。また、会報(ニューズレター)を2か月に1回発行し、事業所の取組や療育の内容、職員のプロフィールや身近な出来事などを紹介しています。	会報(ニューズレター)を利用者への配布にとどめず、地域の自治会、近隣の幼稚園や保育園、小中学校などにも配布し、顔の見える関係づくりや理解促進に努めているところです。
	8	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	○		理事会、評議員会での審議を通して、幅広い見識のある方々からの意見も採り入れ、業務の改善に取り組みしています。	今後とも、より客観的な評価のあり方や外部の第三者評価の導入に向けて、研究を深めます。地域とともにある事業所としての業務改善に繋げていきます。
	9	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○		隔月に1回、外部の支援者を対象とする公開研究会「心きら研」を開催しています。事業所内向けには、職員全員を対象とする研修会を年間2回以上開催。事例検討会を開催し、療育指導の研究の深化に努めるとともに、全体ミーティングを計画的に開催し、療育関係者全員による運営検討を進めています。また、新規採用職員を対象とする新人研修会の実施。自主的な研究として、教材の研究プロジェクトの通年継続開催しています。	職員の資質向上を図るための外部機関での研修会、発達検査に関する講習会への派遣参加、その遠流研修会、勉強会の実施を見込んでいます。新型コロナウイルス感染症への対応のため、研修の機会が減りましたが、保育園、学校などとの定期的な関係者会議や連携会議、ケース会議の開催を予定しています。
適切な支援の提供	10	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズと課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	○		相談支援事業所からの情報、公的機関での発達検査結果、事業所内での観察や聴き取りなどをとって総合的に分析し、子どもの特性と実態に合わせた個別支援計画を作成しています。	在籍する保育園、幼稚園などとの連携会議などでの情報収集をはかるなど、子どもに関する幅広い実態把握に努めます。専門用語に偏らないように留意し、保護者にわかりやすいことばで児童発達支援計画を提示できるように心がけます。
	11	子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	○		外部の公的機関で実施した、WISC、新版K式発達検査等の標準化されたアセスメントツールによる検査結果や事業所内での観察法による実態把握に努めています。	今後とも新規利用者、長期間検査から遠ざかっている利用者、就学を控えている利用者等を対象として、重点的、計画的に発達検査を実施できるように体制を整備します。
	12	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」「発達支援(本人支援及び移行支援)」「家族支援」「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	○		標準化された発達検査の結果や利用者からの聴き取り、観察法などによるアセスメントを実施し、バランスのとれた支援内容となるよう、総合的な見地から適切な児童発達支援計画の策定に努めています。	相談支援事業所との連携による定期的なモニタリングに取り組みます。また、利用者の成長やニーズの変化に柔軟に対応するなど、常に利用者の実態に即した適切な療育プログラムとなるよう、改善に取り組みます。さらに、利用者の在籍する保育園、幼稚園などと連携し、課題の共有と効果の検証に努めます。
	13	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	○		児童発達支援計画による療育を展開するとともに、定期的なモニタリングなどにより、利用者の成長やニーズの変化に柔軟に対応するなど、常に実態と療育プログラムが乖離しないよう、留意しています。	児童発達支援計画に沿った療育を実施する中で、見立てが違った場合や療育プログラムが効果が発揮できなかった場合には、躊躇なく修正できるように、定期的、客観的な評価の実施に努めます。
	14	活動プログラムの立案をチームで行っている	○		個別療育については、児童発達支援管理責任者との協議により療育プログラムの計画、立案を進めています。集団療育については、各グループの療育者による合議により、療育プログラムを立案しています。	活動プログラムについては、普段から各療育担当者や他職種職員との間で意見交換できるような時間を設け、各チームが円滑にプログラム化出来るように整備を図ります。
	15	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○		講演会や研修会、公認心理師などの専門職との意見交換を通して得られた気づきを療育内容や活動プログラムに反映している。	子どもの興味、関心が引き出せるように、子どもの発達特性に合わせた柔軟な療育を展開して行きます。
	16	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	○		見学、面談の機会をとり、簡単なアセスメントを実施するとともに、子どもの実態を的確に判断し、療育方針決定委員会での審議をもとに、個別療育、集団療育へとつなげるなど、個別の発達特性に合わせた療育プログラムを核とする児童発達支援計画を作成しています。	事業所の特質でもある個別療育と集団療育の連関性や小集団による子ども同志の関わりを育む取り組みを推進します。また、効果の検証にも取り組みます。
	17	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	○		毎日、朝のミーティングの時間をとり、利用者や日課の確認、療育室の調整等について話し合っています。	協議の時間が必要な場合には、職員全員による事業所内のミーティングを定例化するなど、職員間の情報共有や意思統一に努めます。
	18	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	○		終了後に療育内容や子どもの反応で気づいた点等について、話し合っています。	定期的に療育者と専門的な職種の職員との話し合いの時間を大切にします。違った意見を聴いて自分の療育に活かすなど、同僚性の活用により力を注ぎ、より良い療育支援につなげられるよう、努めます。
	19	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	○		日々の療育の記録や支援内容の記録を残し、子どもの成長や療育の効果の検証に活用しています。	記録内容を定期的に見直し、自己評価による振り返りと次回の療育への改善につなげられるよう、周知します。
20	定期的なモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	○		相談支援事業所との連携による定期的なモニタリングを実施しています。	利用者の成長やニーズの変化に柔軟に対応するなど、常に利用者の実態に即した適切な療育プログラムとなるよう、改善に取り組みます。また、利用者の在籍する保育園、幼稚園などと連携し、課題の共有と効果の検証に努めます。	

関係機関や保護者との連携	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	○		療育担当者会議に参加することが望ましいが、通常の療育業務時間との重複が生じることから、zoomなどのweb会議により療育担当者あるいは児童発達支援管理責任者が出席しています。	今後ともzoomなどのweb会議の活用により、積極的にサービス担当者会議に参画し、子どもの特性に応じたきめ細やかな支援のあり方を探求していきます。	
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	○		松阪市、津市の母子保健部局や産野振興局の母子保健の部署、地元の小児科医と連携して、定期健診時の要支援ケースの母子に本事業所の紹介を受けている。また、保険部局の職員研修の受入れやパンフレットの配布を通じて恒常的な交流を図っています。	今後とも、母子保健の関係部局や小児科医にとどまらず、地元の子育て支援の機関や外国籍の発達特性のある子どもの支援機関などとも連携し、地域における支援ネットワークの構築に努めます。	
	23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている					
	24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている					
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○		利用者の在籍する保育所や認定こども園、幼稚園との連絡連携に努め、定期的な来所による見学や相談支援を実施しています。	今後とも、定期的な連絡連携を継続し、より緊密な関係構築に努めます。	
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○		利用者の移行する小中学校や特別支援学校との連絡連携に努め、定期的な来所による見学や相談支援を実施しています。また、就学時には、小学校での発達特性の理解につながる「就学支援シート」を作成するなど、切れ目のない支援に努めています。	今後とも、定期的な連絡連携を継続し、より緊密な関係構築に努めます。また、発達障がい起因する不登校や行き渋りの子どもの支援、発達特性のある外国籍の子どもの支援などについても、実例を重ねることで関係強化に努めます。	
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	○		主に研修事業を通して、児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携しています。	自治体による地域包括支援や地域支援ネットワークの構築などの参画メンバーとして、連携を深めてまいります。	
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	○			地域にある保育所や幼稚園等との連携強化に努めていきます。	
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	○			地域の自立支援協議会、子育て会議への参画を図ります。	
保護者への説明責任等	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	○		療育の機会にご家族との懇談の時間を設定し、子どもの状態や課題、療育内容や家庭療育への敷延などについて意見交換し、共通理解のもとに支援を継続しています。	療育内容をわかりやすく伝え、課題への共通認識を抱く、ともに子どもを支えるメンバーであることを理解していただけるよう、努めます。	
	31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレントトレーニング等)の支援を行っている	○		保護者に対しての明確な家族支援プログラムの実施はない。療育の機会にご家族との懇談の時間を設定し、子どもの状態や課題、療育内容や家庭療育への敷延などについて意見交換し、共通理解のもとに支援を継続しています。支援の方向性や工夫等を伝達できるようにしています。	家族支援プログラムによる支援について、今後の研究課題にしていきたいと考えています。	
	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○		初回の利用時に個別対応の時間をとって、契約書、重要事項説明書に関する説明を逐条的に行うとともに、質問にも十分な時間を充てています。	説明も冗長にならないようにし、質問には懇切丁寧に回答するよう、心がけています。不明なことがあれば、後日であっても柔軟に対応できるように工夫していきたいと考えています。	
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	○		初回の利用時に個別対応の時間をとって、児童発達支援計画について、療育担当者から支援のねらいや支援内容、計画を理解しやすいように具体的に説明し、ご理解を得ています。計画の複写をお持ちいただいています。	専門用語を少なくし、より具体的な目録や支援内容を組み込んでいくように継続して改善課題としていきます。	
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○		日常的に保護者への声かけを行うとともに、就学移行時には専門的な助言を行うなど、適時的な支援に努めています。	悩みを伝えにくい保護者へのケアを含め、日常的な話から悩みを引き出せるようにしています。継続的に会話する機会を作りたいと考えています。	
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	○		当事業所をご利用されているご家族を対象とする勉強会、分かち合いの会「やまびこ会」を毎月第3土曜日に開催しています。コロナ禍の最中であっても、家族支援の使命に鑑み、衛生環境には十分に配慮し、「やまびこ会」を継続開催してまいりました。ご利用いただき、誠にありがとうございます。また、就学期に合わせた保護者向け講演会を開催しました。先輩のお母さんの体験談やzoomでの「あるあるエピソード」など、楽しいひと時になりました。	家族支援の一環としての講演会の開催を堅持し、保護者同士の連携を支援していきます。保護者会ややまびこ会での発表に協力していただける保護者を募って、活動の活性化を図ります。	
	36	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	○		相談や苦情、要望などの申し入れには、規則にそって傾聴に徹し、迅速丁寧かつ真摯に対応することとしています。解決が困難な場合には、第三者委員会を設置し、対応できるようにしています。	相談や苦情、要望などの申し入れは、「組織の宝」と認識し、今後とも親身に対応することとします。解決が困難な場合には、第三者委員会を設置し、誠実に対応することとします。	
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	○		会報(ニューズレター)の発行やホームページでの掲載を通して、実際の療育の場面や取組を見ていただくことが可能です。活動報告書は掲示板に掲載しております。	2か月に1回ニューズレターとして会報を発行しています。ホームページでも、ぜひご覧ください。	
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	○		個人情報の記載された書類、電子データなどは、毎回施錠やパスワード開錠等の厳重なセキュリティ対策を施し、管理しています。	廃棄についても、個人名などが記載されたものに関してはシュレッダー処分させていただいておりますので、ご安心ください。	
	39	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○		ホームページでの発信や会報の配布に加え、受付や検温などの際に積極的に言葉がけするなど、常に話題の提供や情報の伝達に努めています。	保護者と情報共有や子どもの状態の把握ができるように努めています。	
40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	○		年に1度地域住民の方々をお招きし、音楽祭を開催してきました。今年度も、コロナ感染症対策の影響で開催することが叶いませんでした。	事業所と地域が協働でイベントなどを計画立案できるよう、地域ネットワークの構築に努めます。		
41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	○		各マニュアルを策定し発生を想定した訓練を行なっています。特に今年度は、コロナ感染防止対策に保護者と一緒に取り組みしております。	利用者やご家族も含めた訓練を地域と連携して実施できればと考えています。		
42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	○		年に2回、防火、防災、避難訓練を行っています。利用者の方々にも参加していただく訓練とさせていただきます。参加希望を募っています。ご希望の方は、療育スタッフまでお申し出下さい。	訓練は対応方針について理解し、設定された役割を実行できるように指導しています。		

非常時等の対応	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	○	特定疾患、服薬状況、てんかん発作等の状況については、事前の聴き取りの際に詳しくお伺いするとともに、プロフィールの用紙に記述していただき、ファイルの閲覧などにより、事業所内で情報共有しています。	服薬コントロールをしているお子様に関しましては服薬状況を保護者と情報共有し、状態変化の把握に努めています。
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	○	聴き取り調査やプロフィールの調査用紙への記述から情報を得ており、療育担当が決まり次第、一連のアレルギー反応の度合いやアレルギー物質、発作の発現時の対応などについて、事前に詳しく状態をお伺いし、適切に対応できるよう、努めています。	指示書の確認やアレルギーへの対応方法を保護者に確認し、対応策の検討を事前にできるように、継続的に取り組んでいきます。
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	○	ヒヤリハットの発生時には、事業所内で報告書を作成し、情報の共有を図り、再発防止に努めています。	今後とも、日ごろの療育でのヒヤリハットの気づきを大切に、職員一人ひとりが自発的、積極的、肯定的にヒヤリハット事例に向き合えるように、安心安全第一に取り組む職場風土の醸成に努めます。
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	○	研修会などへの派遣と還流により、虐待の定義や事例に学ぶなど、虐待防止に関する意識の定着を図っています。	外部研修会への積極的な参加を継続するなど、今後とも職員全員の見識を深めていきたいと考えています。
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	○	基本的に身体拘束は行わないこととしている。やむを得ず、送迎や事業所外の活動で、自動車による移動時の安全確保のために、必要最小限の範囲において固定補助具を使用する場合などが該当する。確認必須の条件となるため、事前に保護者への確認を徹底しています。	自傷他害の恐れがあり、身体拘束の必要がある場合については、保護者との協議を行い、同意をいただいた内容にそって、必要性がある場合にのみ、実施することとします。同意書を作成し保護者との信頼関係において、ご理解、ご協力が得られるようにしていきます。